

(別添)

## はりきゅう、あん摩・マッサージ療養費支給申請書の主な変更点

○下記の記入欄が新たに追加・改定されました

➤ 被保険者記入欄

【**施術した場所**】…入居施設や住所地特例等、保険証住所地と異なる場合に記載

➤ 施術内容欄(施術管理者が記入する箇所)

≪ 施術料 ≫

【**通所**】…施術所に向いて施術を受けた金額

【**訪問施術料**】…歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家に赴き定期的ないし計画的に施術を行った場合の金額(往療料+施術料)

訪問施術料1…同一日・同一建物で施術を行った患者数が 1人の場合

訪問施術料2…同一日・同一建物で施術を行った患者数が 2人の場合

訪問施術料3…同一日・同一建物で施術を行った患者数が 3人以上の場合

「3人～9人の場合」と「10人以上の場合」に区分

【**特例地域加算**】…特別地域(離島や中山間地等)へ居住する患者に対して施術者が訪問した場合に加算

【**往療料**】…歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生し、通所して施術を受けることが困難な場合に加算

阪急阪神健康保険組合